

平成 2 1 年第 1 回

三重地方税管理回収機構議会定例会

会 議 録

三重地方税管理回収機構議会

1 期 日 平成21年2月2日(月)午後3時30分開会
平成21年2月2日(月)午後4時00分開会

2 議会会議場所

三重県庁舎 2階 特別会議室

3 出席者

議 員	1 番	柏 木	廣 文
議 員	2 番	亀 井	利 克
議 員	3 番	木 田	久主一
議 員	4 番	河 上	敢 二
議 員	6 番	佐 藤	均
議 員	7 番	奥 山	始 郎
議 員	8 番	長谷川	順 一

4 欠席者

議 員	5 番	下 村	猛
-----	-----	-----	---

執行部(事務局)

管 理 者	田 中 亮 太(龜山市長)
事 務 局 長	坂 井 清
総 務 課 長	谷 口 久 美
徴 収 課 長	和 田 嘉 則
徴 収 課 主 査	越 川 靖 之
徴 収 課 主 事	奥 田 昌 宏

平成21年第1回

三重地方税管理回収機構議会定例会議事日程

議事日程

平成21年2月2日(月)午後3時30分開議

「議事日程」

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の件

日程第3

報告第1号 専決処分について

議案第1号

平成21年度三重地方税管理回収機構一般会計予算について

議案第2号

三重地方税管理回収機構特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する
条例の一部改正について

議 会 議 席

書 記 書記長

議 長

亀井議員

柏木議員

河上議員

木田議員

佐藤議員

下村議員

長谷川議員

奥山議員

記
者
席

傍
聽
席

事務局長

機構管理者

徴収課長

総務課長

入 口

平成21年第1回 三重地方税管理回収機構議会定例会 (議事録)

管理者(田中亮太亀山市長) 「皆様、大変お忙しい中、平成21年第1回機構議会定例会にご出席をいただきましてありがとうございます。

昨年から続いております、アメリカのサブプライムローン問題に端を発した金融危機とそれに続く実体経済の冷え込みが全世界を覆っています。国内におきましても経済状況は日増しに悪化の一途をたどっており、今後の地方税収への影響は避けがたい状況となっておりますが、そんな中での税収確保はこれまで以上に厳しいものとなることが予想されています。

こうした中で、機構は設立から約5年が経過しようとしていますが、これまでの4年9ヶ月間の徴収実績は32億円を超え、その活動は機構の存在感を高めるとともに、滞納者に対する抑止効果も含めると、市町からなくてはならない組織として、信頼を得ていると考えています。

今後も、県・市町・機構が市町村税の滞納額の縮減に向けて、それぞれの役割分担を踏まえ、更に連携を強めていくことが必要と考えております。

機構活動につきまして、引き続き議員の皆様方のご支援とご協力をお願い申し上げます。」

議長(柏木廣文議員) 「平成21年第1回三重地方税管理回収機構議会定例会を開会させていただきたいと存じます。

それでは、管理者のあいさつも終わりましたので、これより、議会定例会に入らせていただきます。

ただいまの出席議員は 7 名であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これより平成21年第1回三重地方税管理回収機構議会定例会を開会いたします。それでは、本日の会議に入ります。

はじめに、本定例会の書記として、越川靖之徴収課主査、奥田昌宏徴収課主事を任命し、議事進行を補佐させてまいります。

日程に先立ちまして、地方自治法第121条の規定により、求めた者の報告でございますが、これは、本機構管理者をはじめ、お手元にお配りいたしました「報告」に記載のとおりであります。

議事日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第60条の規定によりまして、河上議員、長谷川議員ご両氏を指名いたしたいと思っております。

引き続き、議事日程第2 会期の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。」

(「異議なし」の声あり。)

議長(柏木廣文議員) 「はい、ありがとうございます。ご異議なしと認め、会期は、本日1日と決定をいたしました。

次に議事日程第3 報告第1号 専決処分の承認を求める件について、議題といたします。

執行部側から議案が提出されておりますので、報告をさせます。

越川書記長。」

書記長(越川靖之君) 「はい。報告第1号について、報告いたします。

報告第1号 専決処分の承認について。

平成20年3月6日付けで名古屋高等裁判所に提起した取立金請求控訴事件について、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分としたので報告をして承認を求めます。

事件 平成20年(ネ)第263号 取立金請求控訴事件

(原審 津地方裁判所 平成18年(ワ)第216号)

訴訟手続き等委任事項 機構顧問楠井弁護士他に対して和解の締結
和解内容

被控訴人は、控訴人に対して和解金として206万2,190円を支払う。
以上です。」

議長(柏木廣文議員)「本件につきまして、執行部側の説明を求めます。
坂井事務局長。」

事務局長(坂井 清君)「はい。報告第1号 専決処分の承認について、ご説明申
し上げます。

報告第1号の経緯につきましては、昨年8月の平成20年第2回全員協議会
でご説明を申し上げたところでございますが、それから時間も経過しており
ますので若干の説明をさせていただきます。第三債務者に対する支払督促
の申立てについて、一審で敗訴したため、名古屋高裁の方に平成20年3
月6日に控訴の申立てを行ないました。その後、裁判長より和解の勧告があ
り、相手方が請求額の半額となる206万2,190円の支払いを認めたため、
顧問弁護士とも慎重に検討を行なった結果、和解を受け入れることとし、そ
の締結を地方自治法第179条第1項の規定(特に緊急を要するため議会を
招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき)により、専決処
分としたものでございます。

なお、和解締結後の事案の処理状況につきましては、滞納処分を含め、引
き続き厳しく取立てを行なっているところでございます。

ご承認のほうよろしくお願い申し上げます。」

議長(柏木廣文議員)「説明が終わりましたので、ご質疑はございませんでし
ょうか。」

(「質疑なし」の声あり。)

議長(柏木廣文議員)「「質疑なし」とのご発言がございましたので、これにより、報

告第1号 専決処分の承認について、討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思います。

本件は、執行部原案のとおり承認することにご異議ございませんか。」

(「異議なし」の声あり。)

議長(柏木廣文議員) 「はい、ありがとうございます。「全員異議なし」と認めます。

よって、報告第1号 専決処分の承認を求める件については、承認をされました。

次に「議事日程第4」 議案第1号 平成21年度三重地方税管理回収機構一般会計予算について、議題といたします。

執行部側から議案が提出されておりますので報告させます。

越川書記長。」

書記長(越川靖之君) 「はい。議案第1号について、報告いたします。

議案第1号

平成21年度三重地方税管理回収機構一般会計予算について

平成21年度三重地方税管理回収機構の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億6,907万2千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの

最高額は、2,000万円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 予算額に過不足を生じた場合における同一款内での各項の間の流用。以上です。」

議長(柏木廣文議員) 「それでは、提出議案につき、執行部側の説明を求めます。坂井事務局長。」

事務局長(坂井 清君) 「はい。議案第1号 平成21年度三重地方税管理回収機構一般会計予算について、ご説明申し上げます。

平成21年度一般会計予算は、歳入歳出とも2億6,907万2千円であります。前年度一般会計予算と比較いたしますと、1,139万2千円の増となっております。

歳入歳出予算の内容につきましては、先程の全員協議会にて説明したとおりであります。債務負担行為につきましても、第2表のとおりです。

一時借入金の最高額は2,000万円ありますが、これは、前年度と同額でございます。

また、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合とは、予算額に過不足が生じた場合に同一款内での各項間の流用とするものでございます。

ご審議のうえ、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。」

議長(柏木廣文議員) 「説明が終わりましたので、議案第1号について、ご質疑を承りたいと思います。

どうぞ。」

(「質疑なし」の声あり。)

議長(柏木廣文議員) 「ありがとうございます。「質疑なし」とのご発言がございま

したので「質疑なし」と認めます。

これで議案第1号について、質疑を終了いたします。

それでは、議案第1号 平成21年度三重地方税管理回収機構一般会計
予算について、採決をいたします。

本案は執行部原案のとおり決することにご異議ございませんか。」

(「異議なし」の声あり。)

議長(柏木廣文議員)「ありがとうございます。全員異議なしと認めます。よって、議
案第1号については、原案のとおり可決されました。

次に議案第2号「三重地方税管理回収機構特別職の職員の報酬及び費
用弁償に関する条例の一部改正」について、議題といたします。

執行部側から議案が提出されておりますので、報告させます。

越川書記長。」

書記長(越川靖之君)「はい。議案第2号について、報告いたします。

議案第2号

三重地方税管理回収機構特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条
例の一部改正について

三重地方税管理回収機構特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条
例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

三重地方税管理回収機構特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条
例の一部を改正する条例

三重地方税管理回収機構特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条
例(平成16年4月1日三重地方税管理回収機構条例第13号)の一部を次
のように改正する。

第1条中「報酬」を「報酬(議会の議員にあっては、議員報酬)」に改める。

第3条の見出し中「報酬」を「議員報酬」に改め、同条中「報酬は」を「議員報酬は」に、「この条に定める報酬」を「議員報酬」に改める。

第7条及び第12条中「報酬」を「報酬(議会の議員にあっては、議員報酬)」に改める。

別表第2中「報酬」を「議員報酬」に改める。

附 則

この条例は、平成21年2月2日より施行する。

以上です。」

議長(柏木廣文議員)「提出議案について、執行部側の説明を求めます。

坂井事務局長。」

事務局長(坂井 清君)「はい。議案第2号「三重地方税管理回収機構特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正」についてご説明申し上げます。

本件につきましては、地方自治法の一部を改正する法律(平成20年法律第69号)の公布及び施行に伴い、該当する機構の条例を整備するものです。

内容といたしましては、「三重地方税管理回収機構特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例」の一部を改正し、「議員の報酬」を「議員報酬」に改正するものです。

よろしく、議決を賜りますようお願い申し上げます。」

議長(柏木廣文議員)「説明が終わりましたので議案第2号について、ご質疑はございませんか。」

(「質疑なし」との声あり。)

議長(柏木廣文議員)「ありがとうございます。「ない」とのことでございますので、これで議案第2号について、質疑を終了いたします。

それでは、議案第2号「三重地方税管理回収機構特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正」について、採決をいたします。本案は執行部原案のとおり決することにご異議ございませんか。」

(「異議なし」の声あり。)

議長(柏木廣文議員)「ありがとうございます。全員異議なしと認めます。よって、議案第2号については、原案どおり可決されました。

それでは、以上をもちまして、今定例会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。皆様のご協力ありがとうございました。

さて、ここで今年の5月12日から管理者をお務めいただきました田中市長におかれては、来たる2月5日をもって亀山市長のご退任に伴いまして、当機構の管理者も辞されることになりました。ご退任にあたりまして田中管理者から一言ご挨拶を賜りたいと思います。」

管理者(田中亮太亀山市長)「それでは、閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、三重地方税管理回収機構の議会におかれましては、大変ご多忙なところご参会いただき定例会、議案につきまして、報告並びに議案第2号2件につきましてご審議可決をいただきましたこと、心からお礼申し上げたいと存じます。先ほど議長のほうからお話がありましたように、私、この2月5日をもちまして市長の任期を迎えるわけでございます。皆様方には、この機構の運営につきましてご協力をいただきまして短い期間でございましたが、この機構の管理者の責を務めることができましたことをまず心からお礼申し上げます。私ども亀山市長の後任には、昨日、前県会議員の櫻井義之氏が当選をいただきまして、2月6日就任となるわけでございます。管理者問題につきましては、あと市長会のほうにお任せをさせていただきた

いと思います。それをまた私どもの次期市長にもその旨を申し送っていきたいと思います。よろしくお願ひ申し上げる次第でございます。

どうぞ皆様方のそれぞれの市町長、さらに議会、各市町の発展を私からお祈り申し上げながら、私の皆様に対するご厚意に対するお礼とさせていただきます。

どうもありがとうございました。」

(拍手)

議長(柏木廣文議員)「ありがとうございました。私ごとで大変僭越と存じますが、ご挨拶をさせていただきたいと思いますが、私もこの3月12日に職を辞することとなっております。町長職は永うございますが、この議長職はなりたててございまして、十分お役にたてなかったのではないかと思うのであります。今日、この会議を滞りなく原案どおり可決できていただきまして心から嬉しく存じておるところであります。この会議に参加させていただきまして皆様方からいろんな面でご指導いただいたことを本当に感謝をいたしております。どうぞ退任いたしましてもご厚誼を賜りましていろいろな関わりを持たせていただければありがたいなと思っております。本当に長い間皆様方のご指導ご鞭撻ありがとうございました。

この機会を借りまして誠に僭越かと存じますが、お礼にかえさせていただきたいと思ひます。本日は誠にありがとうございました。

(拍手)

議長(柏木廣文議員)「以上をもちまして、平成21年第1回三重地方税管理回収機構議会定例会を閉会といたします。

ご協力誠にありがとうございました。」